参考様式第５－１号

熊農政第2599号
令和7年9月16日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

熊谷市長　小林　哲也

市町村名 （市町村コード）	熊谷市 （11202）
地域名 （地域内農業集落名）	佐谷田地区 （　佐谷田、戸出、平戸　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月27日 （第5回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・農業者13名(認定農業者10名、利用者3名)
・地区内の農地面積に占める田の割合は約70％であり、米麦の二毛作が中心。
・地区内の遊休農地は約2.1ha。
・佐谷田地区の一部と平戸地区では未整備地が多く、区画が小さいうえに圃場への進入路がないことで、自身の耕作地へ行くために他人の圃場を横断しなければならない場所もあり、耕作の障壁となっている。
・上記に関連して排水路がない圃場や用水が届かない圃場もあり、結果的に耕作放棄地になっている。
・主だった担い手が高齢なことに加え、資材の高騰や生産物の価格低下等により今後の担い手はさらに減少することが考えられる。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・現在と変わらず米麦中心。
・地域で農業法人を作り、地域一体となった農業経営を行い後継者の育成も行う。
・未整備地の圃場整備（用排水路等）に向けて検討する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	143.88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	143.88 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

基本的に農振地域内を対象とするが、集落介在の白地農地等については計画から除外する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
現在の耕作者が担えなくなったタイミングで地元に限らず、近隣地区や他市の規模拡大の意向のある担い手へ集積、集約を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
担い手への農地集約を目指し、貸借を行う場合は農地中間管理事業を利用する。また、利用権の終期と合わせて中間管理事業への移行を進めていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
未整備地については用排水のみの整備とするのか、農地を含んだ大規模な整備をするのか地元で調整をすすめ、圃場整備に向けた機運を高めていく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域で農業法人を立ち上げ、新たな担い手の呼び込みや育成を組織として行っていく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	☑	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】
農地転用に伴い佐谷田1530-1、1530-2の2筆について地域計画の変更を行う。